

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正

正

平成二十五年十月以降の月分の国民年金法による年金たる給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこと。（第一条関係）

第二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正

平成二十五年十月以降の月分の老齢福祉年金の一部支給停止額等を改定すること。（第二条関係）

第三 施行期日

この政令は、平成二十五年十月一日から施行すること。